

報道各位

新潟市福祉部

介護保険法及び生活保護法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者の指定の一部効力停止及び生活保護法に基づく指定介護機関の一部効力停止を行いました。

1 事業所の概要

事業所名：短期入所生活介護施設ソフィア輝

運営法人：社会福祉法人常陽会

所在地：新潟市江南区^{さんびやくじ}三百地2312番地3

事業種別：短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

2 処分内容

6か月間の新規利用者の受入停止及び6か月間の介護報酬請求上限7割

3 効力停止期間

令和3年2月1日から令和3年7月31日まで

4 処分理由

(1) 短期入所生活介護事業所における運営基準違反等（介護保険法第77条第1項第4号）（生活保護法第54条の2第4項で準用する同法第51条第2項第8号）

少なくとも平成27年4月から災害、虐待その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、運営規程で定める利用定員を超えてサービス提供を行った。

また、少なくとも平成27年4月から、利用者1人当たりの居室の面積要件を満たさない状態で、1の居室を2人部屋として使用してサービス提供を行った。

(2) 短期入所生活介護事業所における要介護者に対する人格尊重義務違反及び居宅介護サービス費の不正請求（介護保険法第77条第1項第5号、第6号）（生活保護法第54条の2第4項で準用する同法第51条第2項第4号、第9号）

少なくとも平成27年4月から脱衣室等にベッドを配置して、利用者に対して居室ではない場所でサービス提供を行い、適切に介護を行わなかった。

設備基準を満たさない脱衣室等でのサービス提供にもかかわらず介護報酬を不正に請求し、受領した。

(3) 介護予防短期入所生活介護事業所における法令違反（介護保険法第115条の9第1項第10号）（生活保護法第54条の2第4項で準用する同法第51条第2項第8号）

指定介護予防サービス事業者と一体的に運営されている短期入所生活介護事業所において、介護保険法第77条第1項第4号、第5号及び第6号に該当する違反行為を行った。

5 徴収金

約1,200万円（加算金含む）

問い合わせ先

（介護保険の処分内容について）

福祉部介護保険課 指定係 渡辺 電話：025-226-1293

（生活保護の処分内容について）

福祉部福祉総務課 保護室 米山 電話：025-226-1176

（監査結果について）

福祉部福祉監査課 田宮 電話：025-226-1182